

熊本県家庭用品品質表示法事務処理要領

1 目的

この要領は、家庭用品品質表示法に関する事務のうち、熊本県知事が行う事務をとりまとめたものである。

2 熊本県知事が処理する事務

(1) 家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号。以下「法」という。）第24条、家庭用品品質表示法施行令（昭和37年政令第390号。以下「施行令」という。）第4条、家庭用品品質表示法施行規則（昭和37年通商産業省令第106号。以下「施行規則」という。）及び平成24年3月14日付け消表対第63号消費者庁表示対策課長通知（以下「課長通知」という。）に基づき、熊本県知事が処理する事務は、次のとおりである。

ア 法第4条第1項の規定に基づき、指示をすること。

イ 法第4条第3項の規定に基づき、公表すること。

ウ 法第10条第1項の規定に基づく申出の受理及び同条第2項の規定に基づく調査を行うこと。

エ 法第19条第2項の規定に基づき、報告の徴収及び立入検査を行うこと。

オ 施行令第4条第5項の規定に基づき、消費者庁長官に協議すること。

カ 施行令第4条第6項の規定に基づき、アの指示、エの報告の徴収又は立入検査の結果を消費者庁長官に報告すること。

キ 法第10条に基づく申出又は法第19条に基づく立ち入り検査等において入手した不適正表示事案について、熊本県が、法第4条に基づく「指示」及び「公表」、法第10条に基づく「申出の受理」及び「調査」又は法第19条に基づく「報告の徴収」を行う権限を有していない場合は、課長通知に基づき、消費者庁を通じ、上記権限を有する行政機関（消費者庁、経済産業省（経済産業局への移送は、経済産業省本省を通じて行う。）又は都道府県市）に当該案件を移送すること。

(2) 熊本県知事が処理する事務（立入検査に関するものを除く。）の対象は、法第2条第2項の規定に基づく販売業者（卸売業者を除く。以下「販売業者」という。）であって、その主たる事務所及び店舗が熊本県内にあるものに関するものとする。

なお、立入検査に関する事務の対象は、販売業者に関する店舗、営業所、事務所又は倉庫であって、熊本県内にあるものとする。

3 事務内容

(1) 指示

ア 2(1)アの指示は、次のいずれかに該当する者（以下「違反業者」と総称する。）に対して、法第2条第1項に規定する家庭用品において法第3条第1項第1号に掲げる事項（以下「表示事項」という。）を表示し、又は同項第2号に掲げる事項（以下「遵守事項」という。）を遵守すべき旨を指示するものとする。

(7) 表示事項を表示をしない販売業者であって、当該家庭用品の製造仕様の決定に当たっているもの。

(イ) 遵守事項を遵守しない販売業者であって、実際に表示行為を行ったもの。

イ アの指示は、当該違反業者の行った不適正表示（表示事項が表示されていないもの又は遵守事項が遵守されていないものをいう。以下同じ。）の程度に応じて、文書で行うものとする。

ウ アの指示をしたときは、施行令第4条第6項及び施行規則第3条の規定により、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を消費者庁長官に提出するものとする。

(7) 指示をした販売業者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地

(イ) 指示の内容

(ウ) 指示をした年月日

(エ) 指示をするに至った理由及び経緯

(オ) その他参考となる事項

(2) 公表及び協議

ア 2(1)アの指示に従わない違反業者があったときは、あらかじめ2(1)オの協議を行ったうえ、その旨を2(1)イの公表を行うものとする。

イ 2(1)オの協議を行うときは、施行規則第2条の規定により、次に掲げる事項を記載した協議書を消費者庁長官に送付するものとする。

(7) 公表に係る販売業者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地

(イ) 公表の内容

(ウ) 公表予定年月日

(エ) 公表が必要な理由及び経緯

(オ) その他参考となる事項

ウ 2(1)イの公表を行うときは、新聞等発表及び県ホームページ掲載によって行うものとする。

エ ウにより公表した事案の県ホームページ掲載については、当該違反業者が当該指示に従ったことが確認された場合は削除するものとする。

(3) 申出の受理及び調査

ア 法第10条第1項の規定に基づく申出があったときは、申出書に家庭用品品質表示法に基づく申出の手続等を定める命令（平成21年8月28日内閣府・経済産業省令第3号）第1条に基づき、次に掲げる事項が記載されていることを確認したうえで、受理するものとする。

(7) 申出人の氏名又は名称及び住所

(イ) 申出に係る家庭用品の品目

(ウ) 申出の趣旨（要旨）

(エ) その他参考となる事項

イ 2(1)ウの調査の方法は、当該販売業者に対する2(1)エの報告の徴収又は立入検査若しくは関係当事者からの事情聴取によるものとする。

ウ イの調査が終了したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を作成するものとする。

- (ア) 受理年月日
- (イ) 申出人の氏名又は名称及び住所
- (ウ) 申出に係る家庭用品の品目
- (エ) 申出の趣旨（要旨）
- (オ) 調査の方法及びその実施概要
- (カ) 調査の結果判明した事実
- (キ) その他参考となる事項

エ イの調査の結果、申出の内容が事実であると認められる場合であって、当該販売業者に責任があるときは、２(1)アの指示を行うものとする。

(4) 報告の徴収

ア ２(1)エの報告の徴収は、次の場合に行うものとする。

- (ア) 法第10条第1項の規定による消費者からの申出に伴う調査のために必要と認められる場合
- (イ) 消費者庁から移送された不適正表示の事案の調査のために必要と認められる場合
- (ウ) 家庭用品の品質に関する表示の適正化を図り、消費者の利益を保護するために必要と認められる場合

イ ２(1)エの報告を徴収することができる事項は、施行令第2条第2項の規定により、次の事項とする。

- (ア) 表示事項を表示した家庭用品の品目別の数量及びその表示の状況
- (イ) 当該販売業者の販売した家庭用品のうち表示事項が表示されていたものの品目別の割合

ウ ２(1)エの報告の徴収は、報告の徴収を必要とする理由を付した文書により行うものとする。

エ ２(1)エの報告の徴収を行ったときは、施行令第4条第6項及び施行規則第4条の規定により、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を消費者庁長官に提出するものとする。

- (ア) 報告の徴収を行った販売業者の氏名又は名称及び住所、本店又は主たる事務所の所在地
- (イ) 報告の内容
- (ウ) 報告の徴収を行った年月日
- (エ) 報告の徴収を行うに至った理由及び経過
- (オ) その他参考となる事項

オ ２(1)エにより徴収した報告を確認した結果、当該報告の内容が不十分であると認められる場合は、再度報告を求め、又は２(1)エの立入検査を行うものとする。

(5) 立入検査

ア ２(1)エの立入検査は、別に定める「熊本県家庭用品品質表示法立入検査実施要領」（以下「立入検査要領」という。）により行うものとする。

イ 2 (1) エの立入検査の結果は、施行規則第5条第1項の規定により、立入検査を行った年度の翌年度の4月30日までに、報告書を消費者庁長官に提出するものとする。

ウ 2 (1) エの立入検査の結果、法令違反が認められたときは、イの規定にかかわらず、施行規則第4条第2項の規定により、遅滞なく、報告書を消費者庁長官に提出するものとする。

(6) 移送

2 (1) クの移送を行うときは、次に掲げる事由ごとに定めた事項について消費者庁長官に送付するものとする。ただし、(ア)から(エ)までの事項については、情報収集が可能な範囲のものとする。

ア 2 (1) ウの申出によって入手した不適正表示の事案の移送を行う場合

- (ア) 表示者に関する情報（表示者の氏名又は名称及び住所・連絡先、業種等）
- (イ) 不適正表示の内容（不適正部分の指摘（正誤等）、不適正表示の画像等）
- (ウ) 不適正表示に係る家庭用品の販売量及び販売期間
- (エ) 発覚の経緯と対応の状況
- (オ) 申出人の氏名又は名称及び住所
- (カ) 申出に係る家庭用品の品目
- (キ) 申出の趣旨（要旨）
- (ク) その他参考となる事項

イ 2 (1) エの立入検査によって入手した不適正表示の事案の移送を行う場合

- (ア) 表示者に関する情報（表示者の氏名又は名称及び住所・連絡先、業種等）
- (イ) 不適正表示の内容（不適正部分の指摘（正誤等）、不適正表示の画像等）
- (ウ) 不適正表示に係る家庭用品の販売量及び販売期間
- (エ) 発覚の経緯と対応の状況
- (オ) (5) ウに定める報告書（立入検査要領別記様式第3）に記載すべき事項

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年2月18日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年11月19日から施行する。